

令和5年度「徳之島町海外語学留学事業」募集要領

1 応募資格・要件

「徳之島町海外語学留学事業」に応募する者は、(1)から(7)の条件を満たしていなければならない。また、募集定員を超えた場合は(8)および(9)を満たすものを優先し人員を選考することとする。

- (1) 令和5年4月1日時点で徳之島町に居住している高校生で令和5年8月5日時点で16歳以上の者
- (2) 夢の実現に向けた学習・スポーツ・文化活動等について努力をしている者、又研修後の更なる活動が期待できる者
- (3) 交流活動における積極的な交流が期待できる者
- (4) 青少年の教育活動に家族などの理解・協力が得られる者
- (5) 事業の趣旨を理解し、心身ともに健康な者
- (6) 原則としてすべての事前研修、本研修、事後研修・活動に参加できる者
- (7) 研修後の進路就職調査や教育委員会事業実施に協力できる者
- (8) 地域における青少年活動や社会参加活動を行っている者
- (9) 国際交流に興味があり、英語の語学力を十分に習得している者

2 募集期間

令和5年4月 3日（月）から

令和5年4月14日（金）午後5時まで（※必着）

3 募集人員

5人程度

4 応募方法

応募者は、次の書類（応募書類という。以下同じ。）を徳之島町学校教育課まで郵送又は持参すること。

(1) **応募申込書**（様式1）令和5年度徳之島町海外語学留学事業エントリーシート

(2) **作文**

ア テーマ（例）「海外語学留学体験と事後活動」（題名は自由）

イ 内容 あなたがこの事業に応募した理由や、この事業で何を学び、研修後その経験を学校生活や進路選択などにどのように活かしていくかなどを中心に書いてください。

ウ 字数 800字程度

5 選考方法

(1) 応募書類の流れ

応募者は、応募書類を町教育委員会学校教育課へ提出する。

(2) 面接の実施

ア 町教育委員会学校教育課において面接を実施する。

イ 面接の日時については、学校教育課から応募者に通知する。

(3) 内定

町教育委員会学校教育課は、応募者から内定者を決定し、5月上旬までに本人に対して通知する。

(4) 決定

町教育委員会学校教育課は、事前研修の結果を踏まえ、団員として決定し、本人に対して通知する。

6 団員の取消

(1) 団員として決定された者が、不適格者と認められた場合は、出発の前後を問わずその資格を取り消すものとする。

(2) 出発後、団員の資格を取り消された者は、直ちに帰宅させることとし、その費用は、本人負担とする。また、この場合の参加者負担金については、返還しないものとする。

7 事後活動

(1) 参加者は、研修後、学校、職場、団体、地域において積極的に事後活動を行わなければならない。

(2) 事後活動について、町が行う調査に回答してもらうことがある。

8 申込書等の入手先及び問合せ先

(1) 徳之島町教育委員会学校教育課

〒891-7101鹿児島県大島郡徳之島町亀津7203

TEL : 0997-82-1308 FAX : 0997-82-2413

E-mail : gakkoukyouiku@tokunoshima-town.org

(2) 町ホームページ(<http://www.tokunoshima-town.org/>)

9 その他

(1) 個人情報の取扱いについては、本事業の目的の範囲内でのみ使用する。

(2) 活動写真を町広報物全般および報道・情報メディアにおいて使用する。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大予防対策に協力を要請する場合がある。